

1. 条例に基づく災害被害者の方に対する県税の減免措置について

災害により被害を受けた方は、以下のとおり県税の軽減または免除を受けることができます。

税 目	減 免 の 要 件	減 免 さ れ る 金 額
個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のすべての要件を満たす場合 ①事業用資産の損害額が、資産価格の1/3以上 ②事業税の課税標準となる前年の所得金額が、1千万円以下 ③事業税の納期限が、災害の日以後に到来 	事業税の課税標準額が 230万円以下 … 個人事業税額の全額 230万円超480万円以下 … 個人事業税額の1/2 480万円超 … 個人事業税額の1/3
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に該当しない場合で、以下のすべての要件を満たす場合 ①事業用資産および住宅・家財の損害額が、資産等の価格の1/4以上 ②前年の所得金額が、500万円以下 ③事業税の納期限が、災害の日以後に到来 	損害額の割合が 1/2以上 … 個人事業税額の全額 1/4以上1/2未満 … 個人事業税額の1/2
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の取得日からその不動産取得税の納期限までの間に、災害により著しく不動産の価格を減じた場合 	災害により減じた価格(保険金等により補てんされるべき金額を除く)×税率
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による滅失不動産の代替不動産を、滅失日から3年以内に取得した場合 	滅失不動産の価格×税率 (上段の適用を受けた場合は、軽減または免除された額を除く)
自動車税種別割	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の損害額が、価格の3/10以上である場合 	損害額の割合が 3/10以上5/10未満 … 自動車税種別割額の3/10 5/10以上 … 自動車税種別割額の5/10
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による交通途絶により、3ヶ月以上運行を休止した場合 	運行休止期間が 3ヶ月以上6ヶ月未満 … 自動車税種別割額の3/10 6ヶ月以上 … 自動車税種別割額の5/10
産業廃棄物税	<ul style="list-style-type: none"> 申告納付を行う納税者が、以下のすべての要件を満たす場合 ①事業用資産の損害額が、資産価格の1/3以上 ②災害を受けた年度内で、納期限が災害の日以後に到来 	損害額の割合が 1/2以上 … 産業廃棄物税額の全額 1/3以上1/2未満 … 産業廃棄物税額の1/2
その他の税目	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のすべての要件を満たす場合 ①災害により資産等を滅失・損壊し、納税資力がなくなると認められる ②税の納期限が、災害の日以後に到来 	その災害の日の属する年度における税額の全部

※表中「その他の税」には、個人の県民税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別徴収の方法による軽油引取税・産業廃棄物税は含まれません。

※表中「損害額」には、保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額は含まれません。

2. 条例に基づく災害による県税の申告・納付等の期限延長について

災害その他やむを得ない理由により、県税に関する申告・申請・請求・書類の提出・納付・納入をその期限までに行うことができないときは、期限の延長申請を行うことができます。(要件等の確認が必要となりますので事前に県税事務所へお問い合わせください。)